

別紙 4

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付者所得基準

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付要領（以下「貸付要領」という。）第2条第1項第3号に定める家庭の経済状況については、独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金の家計基準に準拠し、次のとおり定める。

ただし、貸付要領第3条第3項第4号に定める生活費の加算の貸付対象者は、貸付要領第2条第2項に定めるとおりとし、この基準は適用しない。

1 優先して選考する者

優先的に選考する者は、次の各号の世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）に属する者とする。

ア 市町村民税非課税世帯に属する者

イ 市町村民税所得割非課税世帯に属する者

2 上記1以外で選考する者

上記1による選考の他、予算の範囲内において選考する者は、その者の属する世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）の家計支持者（家計を支えている人）の1年間の認定所得金額が、次に定める収入基準額以下である者とする。

（収入基準額表）

世帯区分	収入基準額
1人世帯	1, 390, 000円
2人世帯	1, 980, 000円
3人世帯	2, 120, 000円
4人世帯	2, 290, 000円
5人世帯	2, 390, 000円
6人世帯	2, 500, 000円
7人世帯	2, 620, 000円
8人世帯	2, 740, 000円
9人以上1人増すごとに加算する額	120, 000円

(1) 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、同居別居を問わず、申込時に本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。

ア 同居していなくて同一世帯員とする場合（例示）

（ア）家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

（イ）就学又は病気療養等のために一時別居しているとき。

（ウ）主として扶養している別居の祖父母。

イ 同居していなくて同一世帯員としない場合（例示）

（ア）別居独立している兄弟姉妹

（イ）生計を一にしない別居の祖父母

(2) 認定所得の算出方法

ア 所得金額の算出

下記（ア）、（イ）で算出した金額をすべて合計する。

（ア）給与所得の場合

給与所得（控除算定式A）

家計支持者のうち1人だけ給与所得の場合、家計支持者のうち複数が給与所得者の場合でその金額の高い者に適用。

$$\boxed{\text{所得金額}} = \text{所得証明書における} \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{下表により算出した控除金額}}$$

（表）給与所得の場合における控除額A

年間収入金額	控除金額
400 万円以下の場合 (ただし、収入金額が 268 万円未満の控除額は収入金額と同額である。)	年間収入金額×0.2+214 万円
400 万円を超え 781 万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

（注1）収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用。

（注2）同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用。

給与所得（控除算定式B）

家計支持者のうち複数が給与所得者の場合でその金額の低い者に適用。

$$\boxed{\text{所得金額}} = \text{所得証明書における} \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{下表により算出した控除金額}}$$

（表）給与所得の場合における控除額B

年間収入金額	控除金額
65 万円以下の場合	年間収入金額と同額
65 万円を超え 180 万円以下の場合 (ただし、控除額が 65 万円未満の控除額は 65 万円)	年間収入金額×0.4
180 万円を超え 360 万円以下の場合	年間収入金額×0.3+18 万円
360 万円を超え 660 万円以下の場合	年間収入金額×0.2+54 万円
660 万円を超え 1,000 万円以下の場合	年間収入金額×0.1+120 万円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下の場合	年間収入金額×0.05+170 万円
1,500 万円を超える場合	245 万円

（注1）収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用。

（注2）同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用。

（イ）給与所得以外の所得の場合

$$\boxed{\text{所得金額}} = \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得証明書における所得金額}}$$

（注1）所得金額がマイナスの場合はゼロとして扱う。プラスの所得金額とマイナスの所得金額は相殺できない。

イ 特別控除額の算出

別表1の特別控除額表に該当する項目の金額をすべて合計する。

（注1）特別控除額は万円未満を切り上げて適用。

ウ 認定所得金額の算出

所得金額の合計から特別控除額の合計を差し引く。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額の合計}} - \boxed{\text{特別控除額の合計}}$$

附則

この基準は、平成25年2月7日から施行する。

附則

この基準は、平成28年12月21日から施行する。

附則

この基準は、平成29年12月14日から施行する。

別表 1 特別控除額表

特 別 の 事 情			特 別 控 除 額				
(1)母子・父子世帯であること			99 万円				
(2)就学者のいる世帯であること (本人以外の児童・生徒・学生 1 人につき)			小学校		31 万円		
			中学校		46 万円		
					自宅通学	自宅外通学	
			高 等 学 校		国・公立	39 万円	69 万円
					私 立	88	118
			高 等 専 門 学 校	1～3 年次	国・公立	39	69
					私 立	88	118
				4、5 年次・ 専攻科	国・公立	43	72
					私 立	87	116
			大 学		国・公立	74	121
					私 立	133	180
			専 修 学 校	高等課程	国・公立	39	69
					私 立	88	118
				専門課程	国・公立	36	81
					私 立	102	147
(3)障害のある人のいる世帯である こと			障害のある人 1 人につき		99 万円		
(4)長期に療養を要する人のいる世 帯であること			療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				
(5)主たる家計支持者が別居してい る世帯であること			別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71 万円を限度とする。				
(6)震災・火災・風水害その他の災害 又は盗難等の被害を受けた世帯であ ること			日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るた めの基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があ って、将来長期にわたって、支出増又は収入減になる と認められる年間金額。				
(7)申請者本人を対象とする控除			74 万円				

備考 1 申請申込時において、「子ども」(就学者と就学前の子)が 2 人を超える世帯については、その超える人数につき、申請者本人を対象とする控除額に 50 万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。